

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

公債権等に係る滞納者情報の共有化

提案団体

姫路市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用できる旨を明文化する。②地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定については、秘密とされる情報を地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。

具体的な支障事例

・市が所有する金銭債権のうち、強制徴収公債権は、総務省通知(平成19年3月27日)に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができるが、非強制徴収公債権と私債権は、他の債権との情報共有・活用ができない。

・債権回収業務を行うにあたり、強制徴収公債権と私債権を一括して徴収委託している事例があるが、同一の債務者に対し、強制徴収が可能な債権では資力確認ができることから、強制執行や徴収停止等の措置が速やかに行えるが、一方の債権では、資力調査が行えず、また、法的措置による強制執行となるため、回収等に時間を費やすとともに、強制徴収と比べ、コストもかかり、債務者にとっても、交渉等の負担が生じる。

・滞納者情報を共有化することで、業務効率の向上、コスト縮減が図れるとともに、債務者に対する負担軽減にもつながることから、現行制度の改正が必要と考える。

・なお、左記の法改正を行うことを第一の希望とするが、何らかの事情により法改正を行うことができない場合においては、総務省より各団体に対し、「法律上明文化はされていないが地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用することは、地方税法第22条における「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当たらず、同条違反となることはない」旨を通達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを希望する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・多重債務者が複数の所管課と交渉を行う必要がなくなり、市民の負担軽減及び行政事務の効率化が図れる。

・財産調査の情報を共有することで、法的措置による回収又は徴収緩和措置の適用など、効果的かつ効率的な債権管理に取り組める。

根拠法令等

・地方税法第22条  
・地方自治法第240条第2項及び第3項  
・地方公務員法第34条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、柏市、江戸川区、八王子市、上越市、安曇野市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、徳島県、八幡浜市、新居浜市、西条市、東温市、高知県、大村市、延岡市、

○当市の水道事業と下水道事業は共に地方公営企業として事業を運営している。

事業を運営していくための主な収入は水道料金と下水道使用料となっており、この債権管理は同じ部署で行なっている。

当市の経営規模から公営企業の扱う債権は、同一部署で同一職員が、私債権（水道料金）と強制徴収公債権（下水道使用料）の両方を管理しているのが実態で、下水道使用料と水道料金の両方を滞納している場合は、強制徴収が可能な債権で資力確認された情報を、強制徴収ができない債権を回収するために使えないことから、水道料金債権の回収が困難となり債権管理上支障となる。このため地方自治法240条第2項又は第3項の事務を行うにあたり適用されない旨の明文化が必要。

収納課においては、同じ課内において、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権が混在しており収集した情報について共有せざるを得ないが、適法性について疑義がある。担当者を完全に分離することは不可能である。

また、強制徴収公債権担当者が異動により私債権担当者となった場合、同一債務者の資力、預金状況等を把握しているにもかかわらず、情報を活用できず、再度調査が必要となる。この場合、債務者側では、同一担当者が同様の資力調査を繰り返し行うこととなり、負担増の他、自治体に不信感を持つことも想定される。

○公営住宅使用料やし尿処理手数料、貸付金等の滞納処分ができない債権についても、地方税と同様、地方自治体が適正に管理すべき債権であり、これらの債権の回収を図ることは、地方自治体の歳入を確保するとともに、住民負担の公平性を確保する上で重要である。

そのため、地方自治法第240条第2項及び地方自治法施行令第171条の2各号において、滞納債権について、訴訟手続きや強制執行手続きにより債権の取立てを行わなければならない旨の規定がある。

本市においても、こうした債権については、訴訟手続き等により回収を図っているところであるが、地方税に関する情報（質問検査権によって収集した情報を含む）の共有・活用ができないことから、就労先や財産の所在が把握できず、回収できない事例が存在する。

また、一方で、無資力又はこれに近い状態の滞納者については、地方自治法施行令第171条の6により履行延期の特約等を行った後、資力が回復しなければ、地方自治法施行令第171条の7により債務を免除することができる規定があるが、無資力又はこれに近い状態にあることが確認できないことから、本来、免除されるべきものが免除されない、あるいは、資力を有するにも関わらず無資力を装ったものが免除されるという懸念がある。

こうした現状を解消し、より適正な債権管理を行うため、地方税に関する情報の共有・活用を図る必要がある。

○本市では徴収一元化を進めているが、市税情報等を非強制徴収公債権、私債権と共有化できないため滞納者から税情報との同意書をとって対応をしている。しかし何の反応もない滞納者からは同意書を取得することが非常に難しく徴収業務が迅速に行えない状況である。情報の共有が地方税22条に適用されないことが示されれば財産調査が容易となり財産がある者には支払督促等の法的措置、財産がない者には債権放棄が行いやすくなる。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

194

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

過疎地域自立促進方針を定める際の関係大臣への同意協議の廃止

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方の主体性を高め、事務手続きの負担を軽減するため、都道府県が過疎地域自立促進方針を定める際の総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への同意協議を廃止し報告のみとすること

具体的な支障事例

## 【現状の制度】

都道府県は、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針を定めることができるが、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。同意にあたっては、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議することとなっている。

## 【支障事例】

本県で直近に方針を策定(H27)した際、同意基準を踏まえ総務省との事前相談を行ったが、国の意見回答までに約2ヶ月かかっており、その後の正式協議でも、修正を要するとされた箇所がほとんど無かったにも関わらず、約1ヶ月を要した。その結果、過疎地域自立促進市町計画の作業スケジュールの遅れを懸念した市町から、「12月議会上程に間に合うのか」など、国との協議の進捗状況についての問い合わせが多数あり、対応に苦慮した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

過疎地域自立促進方針策定にかかる大臣協議が廃止されることによって、地域の主体性が高まるとともに手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。

根拠法令等

過疎対策地域自立促進特別措置法第5条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、山口県、長崎県

○都道府県が定める過疎地域自立促進方針として、本県では平成27年11月9日に協議を行い、同年12月11日に同意の回答を得ている(約1ヶ月を要した)。

○過疎地域自立促進方針の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27方針策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要した。)